平成２４年（フ）第９０号
北海道北見市若葉２丁目２番２―２号
債務者　小熊　路代
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
群馬県高崎市上並榎町175番地
債務者　十河　　淳
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３４０号
群馬県高崎市双葉町26番24号
債務者　金子　詠美
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３号
群馬県高崎市上中居町1448番地30
債務者　清水由美子（旧姓下谷）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８３８号
埼玉県朝霞市三原１丁目２番40―703号
債務者　杉山　　修
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５６号
埼玉県蕨市塚越４丁目９番10号　エスポワール蕨204号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸1027番地の１　川口根岸パークホームズ弐番館311号
債務者　目時　義章
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
さいたま市緑区大字大間木1700番地　アゼイリアガーデン205号、旧住所さいたま市緑区芝原２丁目16番地６　東浦和ガーデンプラザ壱番館103号室
債務者　櫻木　久寿
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
埼玉県上尾市大字領家97番地１　レピュート長島101、旧住所埼玉県上尾市大字領家118番地１　グリシーヌⅡ203
債務者　植村真奈美（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１４号
埼玉県越谷市神明町２丁目211番地　ラ・クロシェット201号
債務者　杉田千九万
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４１号
埼玉県越谷市花田４丁目13番地23
債務者　宮寺　誠二
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７６９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保311番地19エトワール105号、住民票上の住所埼玉県入間郡三芳町大字北永井948番地149
債務者　関　　正勝
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７４号
埼玉県川越市藤木町29番地１鈴木ハイツ101号室
債務者　岡田真由美（旧姓篠宮）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２２号
埼玉県所沢市美原町２丁目2933番地の10　メゾンミハラ２―201
債務者　佐藤　和夫
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷391番地12　カーサ上広谷101号
債務者　千葉　基美（旧姓大岩）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４５号
埼玉県所沢市中新井５丁目10番８号　ノシバコーポ201
債務者　眞田　政光（旧姓冬木）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５４号
埼玉県ふじみ野市松山１丁目３番地３　宮寺ハイツ202号
債務者　小川みゆき（旧姓押田）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６４号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目37番11号
債務者　野崎　久雄
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部